

明石市工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市工事検査要綱（平成31年3月14日制定。以下「要綱」という。）第11条第1項の規定に基づく工事成績の評定（以下「評定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評定対象の工事)

第2条 評定は、要綱第11条第2項に規定する工事以外の工事について行うものとする。ただし、第4条第4項については、当初請負金額が1件1,000万円未満の工事には適用しない。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、明石市契約規則（平成5年規則第10号）第38条に規定する検査員及び同規則第34条に規定する監督職員とする。

2 監督職員は、工事成績の評定結果について工事主管課長の承認を受けるものとする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。ただし、施工時期、場所及び工事主管課が同一である工事その他の関連性の高い工事が2以上あるときは、当該工事のうち主たる工事について一括評定を行うことができる。

2 評定は、監督又は検査において確認した事項に基づき、評定者ごとの的確かつ公正に行うものとする。この場合において、評定者となる監督員又は検査員が複数いるときは、それらの者が協議の上行うものとする。

3 評定者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める基準に基づき、当該各号に定める工事成績表により評定を行うものとする。

(1) 土木工事 評定運用基準表（土木）（別表第1） 工事成績表（土木）（様式第1号）

(2) 建築工事 評定運用基準表（建築）（別表第2） 工事成績表（建築）（様式第2号）

(3) 設備工事 評定運用基準表（設備）（別表第3） 工事成績表（設備）（様式第3号）

4 評定にあたっては、次の各号に掲げる施工プロセスチェックリストを考慮するものとする。

(1) 土木工事 施工プロセスチェックリスト 土木（別紙—1）

(2) 建築工事、建築設備工事 施工プロセスチェックリスト 建築・建築設備
(別紙—2)

(3) プラント設備工事 施工プロセスチェックリスト プラント設備 (別紙—
3)

(評定の区分)

第5条 評定の区分は、次に掲げるとおりとする。

| ランク | A (特に優れて いる) | B (優れている) | C (普通である) | D (やや劣る) | E (劣る) |
|-----|--------------------|--------------|--------------|-------------|-----------|
| 評定点 | 100～85 | 84～75 | 74～65 | 64～55 | 54～ |

(評定点の通知)

第6条 工事検査を所管する課長又は担当課長(以下「工事検査担当課長」という。)

(工事検査担当課長を置かない場合にあつては、財務室長。以下同じ。)は、評
定を行った工事の受注者に対し、前条の規定による評定点を書面(工事成績評定
表)により通知するものとする。

(評定点の修正)

第7条 工事検査担当課長は、第6条の通知を行った後、瑕疵が判明した場合等で
修正すべきと認める場合は、当該評定点を修正することができる。

2 前条の規定は、前項の修正が完了したときの通知及び公表について準用する。

(評定点の公表)

第8条 第6条の規定に基づき受注者に通知した評定結果を工事検査担当のホーム
ページへの掲載による方法により公表するものとする。ただし、一括評定の副工
事は除く。

2 掲載の内容は、工種、工事名、受注者名、請負金額、工期、完成検査日、評定
結果及びその他とする。

3 掲載は、完成検査の完了した日の翌月に行うものとし、掲載期間は翌年度の同
一月の掲載の更新日までとする。

附 則 (平成16年6月8日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

(明石市工事成績評定要領等の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 明石市工事成績評定要領(平成5年10月1日制定)

(2) 工事成績評定点通知実施要領(平成10年4月1日制定)

附 則(平成21年4月1日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第4条第1項及び第3項並びに第7条の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第4条第3項の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月26日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第4条第3項の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月24日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第4条第3項及び第4項の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日制定）

（施行期日）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月12日制定）

（施行期日）

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の明石市工事成績評定要領第6条の規定は、この要領の施行の日以後に契約する工事に係る工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月15日制定）

（施行期日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。